

# 令和5(2023)年度 腸内細菌集団検査実施要領

栃木県県東保健所

## 1 目的

感染症の発生予防に重点を置いた対策として、定期的に検査を行うことにより、赤痢等の感染症の集団発生及びまん延を未然に防止する。

## 2 実施機関

栃木県県東保健所（県東健康福祉センター）

## 3 検診の受付日・受付時間

受付時間は、次の表に記載する日の午前9時から12時とする。

日付	曜日	日付	曜日
令和5(2023)年 4月 11日	火	令和5(2023)年 10月 10日	火
5月 9日	火	11月 14日	火
6月 13日	火	12月 12日	火
7月 11日	火	令和6(2024)年 1月 9日	火
8月 1日	火	2月 13日	火
9月 12日	火	3月 12日	火

## 4 検査項目

赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌

## 5 検体の提出方法

### (1) 採取方法

検体は便とし、原則として当日採取した便を小指の頭程度採取する。

採取した便は寒天の中に浸かるように入れ、しっかりとキャップを閉める。

### (2) 検体の提出方法

採便管に氏名を書いたラベルを貼り、次の書類とともに提出する。

#### ① 依頼書

「腸内細菌検査依頼書」を用いる。必ず団体名、所在地、代表者名を記入し、代表者印を押印する。

#### ② 名簿

「腸内細菌検査名簿」（2枚複写式）を用いて作成し、2枚とも提出する。

### (3) 検体提出時の注意点

採便管と名簿を照合のうえ提出する。

### (4) その他

日程に関して支障がある場合は、事前に県東健康福祉センターへ連絡すること。

## 6 検査料金（手数料）と料金区分

(1) 検査料金（手数料）は次の表のとおりとする。

(2) 検査項目の項目数に関わらず、料金は一律とする。

(3) 腸管出血性大腸菌が疑われる場合は、確認検査に要する検査料金（手数料）を追加徴収することがある。

## 7 料金支払い

窓口にて現金払い、又は銀行振込とする。

## 8 結果通知

翌週の月曜日以降 月曜日～金曜日 8:30～17:00

希望により、窓口受け取り又は郵送とする。

表 検査料金（手数料）と料金区分

対象者	手数料	腸管出血性 大腸菌 追加
一般	2,990 円	1,480 円
<u>施設長等の依頼による以下の給食従事者、入所者、在学(園)者に限る</u> (注) 施設長等の依頼の際には「検査物依頼書」又は「腸内細菌検査依頼書」 の依頼者の欄に施設長等の氏名及び押印が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法に規定される児童福祉施設(※1)</li> <li>・ 生活保護法に規定される保護施設(※2)</li> <li>・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設(※3)</li> <li>・ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム(※4)</li> <li>・ 学校教育法に規定される学校(大学及び高等専門学校を除く)(※5)</li> <li>・ 学校給食共同調理施設</li> </ul>	1,870 円	920 円
<u>代表者の依頼による水道事業従事者（以下の法令及び条例に基づく定期・臨時            の健康診断の場合）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道法(※6)</li> <li>・ 栃木県小規模水道条例(※7)</li> </ul>	1,870 円	920 円

注) 同じ月に2回以上受検する場合、2回目以降の手数料は以下のとおりとなる。  
 施設長等の依頼による給食従事者、入所者、在学(園)者及び水道事業従事者：1,040 円  
 一般：1,670 円

※1 児童福祉法に規定される児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

※2 生活保護法に規定される保護施設：救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

※3 老人福祉法に規定される老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター

※4 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームとは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される施設を指す

※5 学校教育法に規定される学校：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

※6 水道法：水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者

※7 栃木県小規模水道条例：給水施設の設置場所において業務に従事している者

## 【お問い合わせ】

### 県東健康福祉センター

腸内細菌検査について 健康対策課 TEL：0285-82-3323  
 料金について 総務企画課 TEL：0285-82-3321